

「地域×スポーツクラブ産業研究会」第1次提言について

- トップスポーツと地域スポーツを「クルマの両輪」にした資金循環・人材循環へ -

2021年9月24日

経済産業省

商務・サービスグループ サービス政策課

経済産業省「地域×スポーツクラブ」産業研究会

- ✓ 昨年10月に研究会立ち上げ。
- ✓ 以下メンバーにて本年3月までに計10回集中的に議論し、本年6月25日に「第1次提言」を公表。

委員	座長 間野 義之	早稲田大学スポーツビジネス研究所 所長
	有坂 順一	コナミスポーツ株式会社 代表取締役社長
	池田めぐみ	公益財団法人山形県スポーツ協会 スポーツ指導員
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社 代表取締役社長
	伊藤 清隆	リーフラス株式会社 代表取締役社長
	桂田 隆行	株式会社日本政策投資銀行 地域企画部 課長
	清宮 克幸	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会 副会長 一般社団法人アザレアスポーツクラブ 代表理事
	榊原 孝彦	NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ マネージングダイレクター
	島田 慎二	公益社団法人ジャパン・プロフェッショナル・バスケットボールリーグ 理事長（チェアマン）
	立石 敬之	シント＝トロイデンVV NV CEO(取締役社長) 公益社団法人日本プロサッカーリーグ 理事、アビスパ福岡 顧問
	為末 大	株式会社Deportare Partners 代表取締役CEO
	二宮 清純	株式会社スポーツコミュニケーションズ 代表取締役 中国5県プロスポーツネットワーク 統括マネージャー
	諸橋 寛子	一般財団法人UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事
	オブザーバー	泉 正文
勝田 隆		日本スポーツ振興センター 理事
文部科学省・スポーツ庁 経済産業省 商務・サービスグループ ヘルスケア産業課		

事務局：経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課
BCGボストンコンサルティンググループ

ゲストスピーカー

第6回研究会	木村 弘毅	株式会社ミクシィ 代表取締役社長
	川崎 大	住友商事株式会社 デジタルソリューション事業第一部 部長代理
第7回研究会	朝倉 博美	日本スポーツ振興センター 学校安全部長
	平地 大樹	プラスクラス・スポーツ・インキュベーション株式会社 代表取締役
	太田垣 大将	東京海上日動火災保険株式会社 公務第二部次長兼文教公務室長
	海鋒 勇司	東京海上日動火災保険株式会社公務第二部文教公務室
第8回研究会	竹下 雄真	株式会社デポルターレ・テクノロジーズ 代表取締役CEO
	山羽 教文	株式会社STEAM Sports Laboratory 代表取締役
	中島 さち子	株式会社STEAM Sports Laboratory 取締役
第9回研究会	日野田 昌士	聖学院中学校・高等学校 総務総括部長（教頭）
	玉城 貴志	沖縄県うるま市企画部企画政策課 政策調整係長
第10回研究会	今井 峻介	認定 NPO 法人フローレンス こども宅食事業部 マネージャー

2つの問題意識と、4つの関連論点

2つの問題意識

1. 「サービス業としての地域スポーツクラブ」を核とした産業クラスターの可能性

- 欧州では地域社会・経済のエンジンと呼びうる「**地域スポーツクラブ**」が存在。日本においても「無償ボランティア」頼みではなく、地域に根付き、**裾野の広い「新しいサービス業」を生み出し、成長軌道に乗せるための手立てを考**える必要。

2. ジュニア世代のスポーツ基盤である「学校部活動」の、持続可能性問題

- **ジュニア世代の主なスポーツ機会である学校部活動**は、教員の過剰労働問題等により、**持続可能性に黄色信号**。
- 休日部活動の段階的な地域移行方針は文科省から通知されるも、**その後の全体像と道筋は未だ不透明**。

4つの関連論点

i 資金循環-トップスポーツの成長産業化による、スポーツ資金循環の創出-

- **世界のDX潮流に乗れていない日本のトップスポーツは成長に課題**。トップスポーツが稼ぎ、その収益や人材が地元でスポーツの裾野を広げ、さらに地元のプロスポーツの成長に繋がるという「**資金・人材の太い循環**」の構築の可能性。

iii 指導者-プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者の確保-

- 指導者を質的にも量的にも確保する必要。**学校教員や元アスリートの、スポーツ指導者としての学習機会確保や資格の活用、学校教員の兼職・兼業に課題**。

ii 活動場所-自治体とスポーツ産業それぞれの、施設運営・改修負担の緩和-

- 施設老朽化・少子化が進む中、学校施設や社会体育施設は更新・再編が必要。一方、**自治体財政は逼迫し、スポーツクラブ産業の側も施設運営・改修負担に課題**を抱える。**民間資金を活用したwin-winの合理的な再整備に課題**。

iv 派生需要-リアルとデジタルが融合した「総合放課後サービス」への発展-

- 学校ICT環境とEdTechの普及により、従来サービスの「コモディティ化」に対する不安や、施設維持負担を抱える**学習塾等と、スポーツクラブ産業とが融合した総合放課後サービスが生まれる可能性**。

国内外の先行事例から：欧州のプロサッカークラブ傘下のクラブ(フランス・オブ・シント＝トロイデン)

- ✓ 研究会では、国内外の先行事例を研究。
- ✓ 例えばベルギーの地域スポーツクラブでは、クラブ自らが多様な収益事業を展開し稼ぎを生み出している他に、ベルギー特有のスポーツ税制（プロ選手の所得税の8割が球団に還付され、U20のスポーツ環境整備に投入される）からの財源等により、スポーツ機会保障がなされている。



<NPO法人フレンズ・オブ・シント＝トロイデン ステークホルダー関係図>

経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 第1回研究会資料を基に改変作成

サービス業としての「地域スポーツクラブ」

プロスポーツ・フィットネス・教育産業・学校法人など様々な運営主体による新業態として、有償で、学校施設や社会体育施設を活用し、サービス業として成長できる地域スポーツクラブ。

【大人世代向け】 生涯スポーツ・健康・社交の場



【考える、クラブの多様な収入源】

- ・ 会費収入、自治体からの指定管理者収入・業務委託収入
- ・ パーソナルトレーニングやヘルスケアのサービス

【ジュニア世代向け】 学校部活動に代わる活動の場



- ・ カフェ・レストラン、生涯学習サービス等の運営
- ・ トップスポーツクラブからの資金・人材の環流 等

必要な5つのポイント

1

「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- ・ 学校部活動は「社会教育」であることの確認
- ・ 学習指導要領からの「部活動の位置づけ」の記載の削除

2

全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

3

「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立



- ・ 各競技団体での指導資格取得義務化
- ・ 教員の兼業規制の緩和

4

学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供



5

スポーツ機会保障を支える資金循環の創出



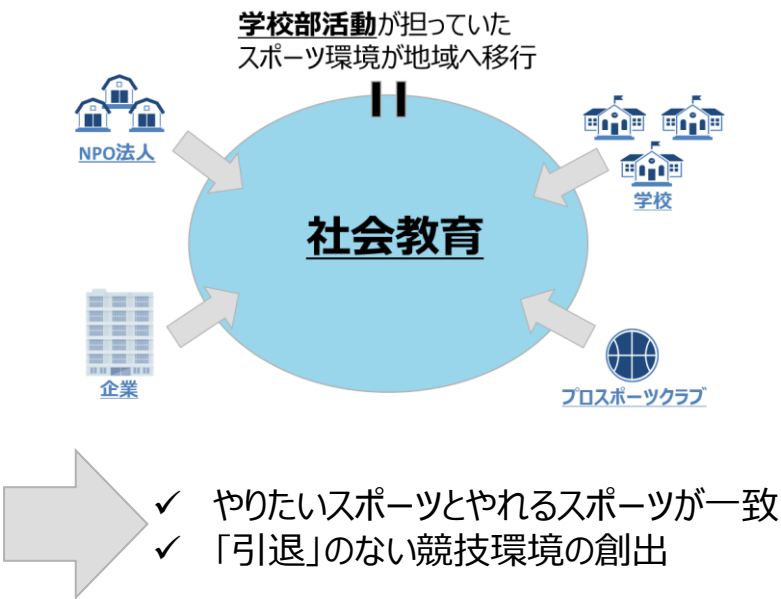
- ・ スポーツ振興くじtotoの収益性向上（インプレイくじの検討）
- ・ スポーツ Betting の可能性

提言 1 : 「学校部活動の地域移行」についての方針の明確化

- **学校部活動はそもそも「社会教育」（学校でも企業やNPOでも担いうる機能）であることの確認が必要。**学校部活動は、①社会教育法上の「社会教育」の定義「学校教育課程外の組織的な教育活動」に該当するはずだが、②文科省の事務連絡には学校部活動は「学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動」と記載されている。この「曖昧さ」は、**地域移行を考える学校現場や、受け皿を担いうるスポーツクラブ産業の判断を迷わせないだろうか。**
- 文科省は昨年「休日部活動の段階的地域移行」「長期的には地域に移行すべき」との見出しを出したが、そもそも、①**学校部活動は「社会教育」である旨を明確にし、②学習指導要領からは部活動の位置づけを外し（曖昧さを解消）、③平日も含めて地域移行する具体的方針も明確にすることが必要ではないだろうか。**

学校も企業もNPO等も担いうる『社会教育』へ

学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる
地域スポーツクラブの分類イメージ



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
一般法人クラブ ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	【A類型】 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型	【B類型】 学校が部活動運営を外部委託する形態等
学校関連法人クラブ ・学校法人や、それが関与する法人が運営	【C類型】 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営	【D類型】 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

※なお、いずれの類型においても、スポーツ指導を学んだ教員も指導者として兼業参画可能であることを想定。

(参考) 社会教育法の定義、学習指導要領における部活動の記載

■『社会教育』の定義

社会教育法
(社会教育の定義)

第二条 この法律において「**社会教育**」とは、**学校教育法**（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）**に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。**

■学習指導要領上の位置づけ

中学校学習指導要領（平成29年3月）

総則 第1章第5の1のウ

ウ **教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、**

- ・ **スポーツや文化、科学等に親しませ、**
- ・ **学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの**

であり、**学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。**

その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。**

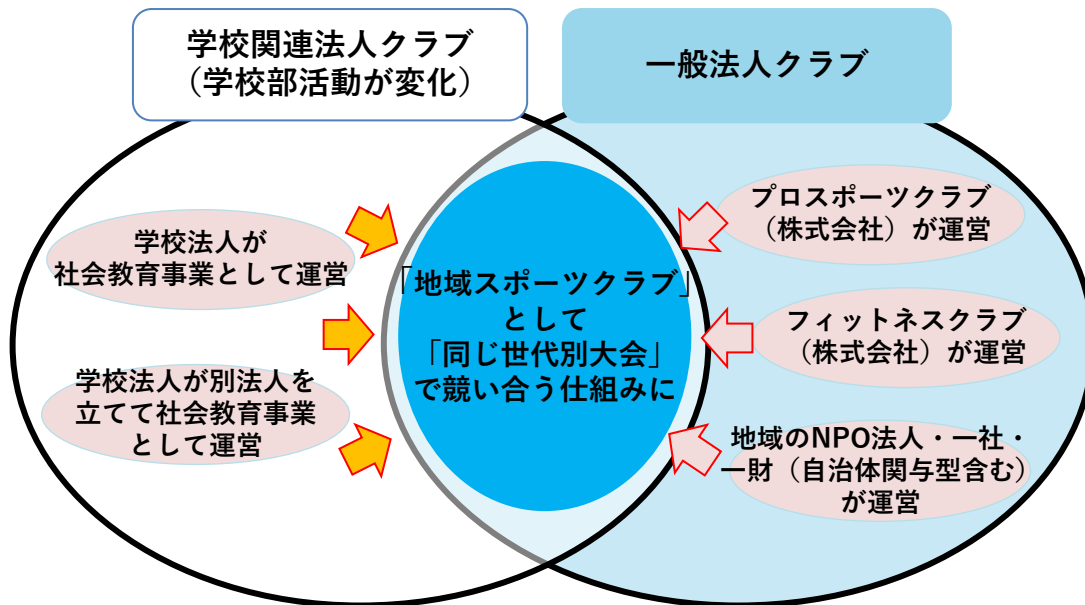
“学校部活動の地域移行を本当に進めるのであれば、学校部活動は「必ずしも学校が提供する必要はない、企業やNPO等でも学校でも担いうる社会教育活動である」旨を明確にし、少なくとも学校の教育課程を定める文書である学習指導要領の中での位置付けを外すなど、文部科学省による明快な整理が必要ではないだろうか。”

(第1次提言P.25抜粋)

提言2：全ての競技で、「学校部活動単位」に限らない「世代別（U15/U18等）」の大会参加資格に転換を

- 中高生の参加する既存のスポーツ競技大会の多くでは、「学校部活動」単位でなければ参加できず、「地域スポーツクラブ」単位での参加が認められていない。
- しかし、（提言1で整理したとおり）学校部活動が「社会教育」と整理されるのであれば、学校部活動も地域スポーツクラブの一類型に過ぎないといえよう。その場合、大会参加資格を運営主体の別によって「学校単位」に限る合理的理由はないのではないかと。
- 学校部活動の地域移行に伴い、全ての中央競技団体（NF）や中体連・高体連の連携により、①既存の学校部活動単位縛りの大会の「世代別大会への変更」や、②「新しい世代別大会の設立」が進められるべきではないかと。

【再掲】学校部活動の地域移行後の「受け皿」となる地域スポーツクラブの分類イメージ



	会員の考え方① 所属学校を問わず オープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒 に限定
一般法人クラブ ・株式会社、地域のNPO法人や一社・一財法人等（自治体関与型を含む）等が運営	【A類型】 多くのプロスポーツチーム参加のスクールや総合型スポーツクラブの発展型	【B類型】 学校が部活動運営を外部委託する形態等
学校関連法人クラブ ・学校法人や、それが関与する法人が運営	【C類型】 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営	【D類型】 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

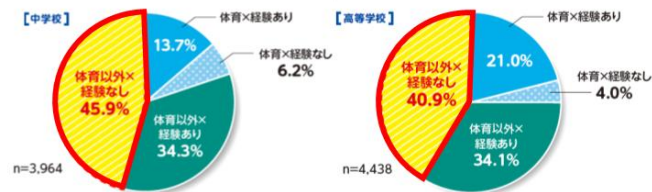
✓ 大会運営に民間ノウハウを活用し、教員の無償ボランティアも解消へ

提言3：「スポーツは、有資格者が有償で指導する」という常識の確立

- スポーツ指導を体系的に学んでいない者による指導の常態化、ハラスメント問題など、一定のクオリティの指導者の確保をめぐる課題が山積。また、学校教員等の「事実上の無償ボランティア」で犠牲と無理を重ねてきたスポーツ現場は限界。「スポーツは、有資格者が、有償で指導する」システムに抜本的に設計し直すべき段階（スポーツ指導で生計を立てられない構造の解消）。
- また、優れたスポーツ指導者の資質をもつ学校教員が、地域スポーツクラブにおいてスポーツ指導を有償で兼職・兼業しようにも、「理屈上は兼業可能だが、事実上許可されない」現状を改める工夫が必要。

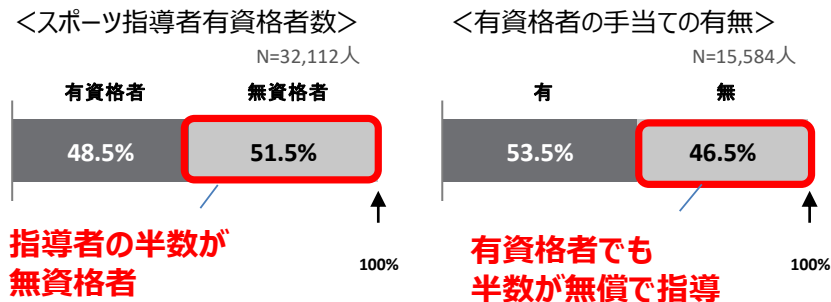
現状

■ 学校運動部活動指導者の担当教科と競技経験の有無



部活動指導者の半数近くが競技経験無し

■ 総合型地域スポーツクラブ指導者の有資格者数と手当の有無



指導者の半数が無資格者

有資格者でも半数が無償で指導

目指す姿

プロフェッショナルとしての（専業・兼業）スポーツ指導者市場の構築

- スポーツ指導には競技に関する知識・技術のみならず、安心・安全に関する知識やコミュニケーション能力などが必須。「資質能力を担保するに足る育成システムの下で学んだ有資格者が指導する」という体制を作ることが必要
- 既存の日本スポーツ協会(JSPO)の公認指導者資格の活用拡大は勿論、進化する民間のライセンス制度や育成メソッドとの連携や、EdTechツールとしての成長も

学校教員の「兼職・兼業」（「可能だが実際は許可されない」状態の脱却）

- 文部科学省からは、教員の兼職・兼業は「許可を得れば可能」という通知が出ており、制度上は可能ではあるが、「実際に許可を得るのは、相当困難なはず」という現場の声

クラブの法人格・経営人材・ライセンスなどの基盤整備



LICENSE

『スポーツ指導では生計は立てられない』という構造を解消

提言4：学校の「複合施設」への転換と開放、「総合型放課後サービス」の提供

- 学校体育施設は、自治体毎の条例や規則等により『営利目的』の団体の使用を禁止している例も多く、スポーツクラブ産業がスクール事業などを行う際に安定的な活動場所として確保することが難しい。旧スポーツ振興法の残滓（「営利のためのスポーツを振興するものではない」）をひきずり、スポーツ基本法の理念が反映されないままの自治体条例の改正を促すことが必要ではないか。
- 少子化が止まらない中での学校施設の建替え・再編に際し、稼働率向上・収益力向上がカギではないか（たとえば全ての学校に「低稼働率な屋外プール」は不要、メリハリのある施設整備が必要）。
- ①学校体育施設の「社会体育施設化」、さらに、②学校施設管理の（教育委員会から）首長部局への移管と、商業施設（カフェ等）・オフィスの入居も前提にした「複合施設化」、③手段としてPPP（Public Private Partnership）による民間投資活用を促すことが有効ではないか。このとき、国から地方自治体への補助スキームにおいてインセンティブ付けが有効ではないか。

■ 民活型の複合型学校施設（イメージ）

シント＝トロイデンCEO立石委員資料抜粋

近隣エリア内の複数校

○×△町
3校が徒歩圏内

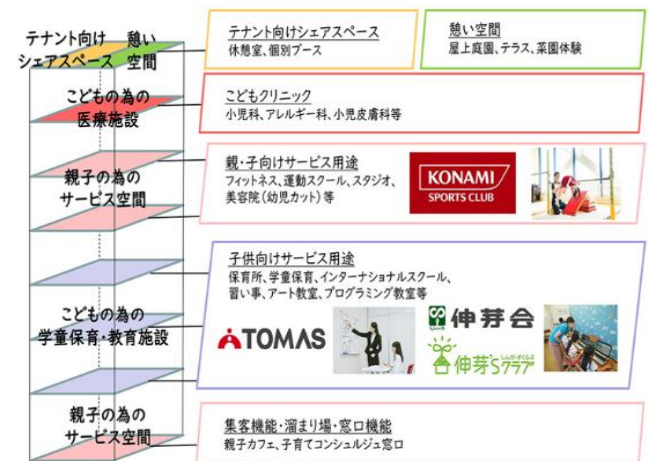
	A校 インドアスポーツ 特化校		B校 フィールドスポーツ 特化校		C校 教育特化校	
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後
校舎	○	○	○	○	○	○
体育館	○	○	○	×	○	×
校庭	○	×	○	○	○	×
プール	○	○	○	×	○	×
飲食施設※1	×	○	×	○	×	○
その他施設※2	×	○	×	○	×	○
一部敷地の売却※3	×	・校庭	×	・体育館 ・プール	×	・体育館 ・校庭 ・プール

※1 カフェ、レストラン

※2 ダンス、ヨガ、ジム、治療院、ATM、コンビニ等

※3 駅近など土地の相場が高いエリアの学校は、校庭や体育館などを計画的に売却し、校舎だけを残す教育特化型校にする等の工夫も可能

■ 総合放課後サービス（イメージ）



コナミスポーツ株式会社×ヒューリック株式会社×株式会社リソー教育
の業務提携による子ども向けワンストップサービスイメージ

提言5：「スポーツ機会保障」を支える、資金循環の創出

- 「学校部活動の地域移行」が本格化し、「サービス業としての地域スポーツクラブ」がその受け皿を担い、**スポーツ環境のクオリティが向上する場合、受益者負担の増加は不可避**。これが「世帯収入格差による子どものスポーツ機会格差」につながらないようにすることが必要。
- **DX（デジタルトランスフォーメーション）が進む世界のスポーツ産業構造を前提に、「日本のトップスポーツクラブのDX時代の成長モデル構築」と「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長の好循環づくりが必要**。①**totoの更なる収益力向上（インプレイ予想の導入等）**、②**欧米のスポーツDXとベッティング市場の効果に鑑みた、コンテンツ産業化・データ産業化への打ち手の検討が必要**。
- **日本のトップスポーツを、「助成される対象」から「社会の様々な公益を支えるサービス産業」に。**

トップスポーツクラブの成長 —DX時代のビジネスモデル構築—



(※1)

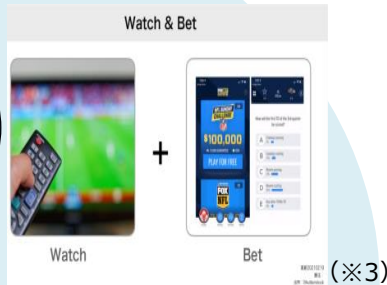
自分のドリームチームを競わせる「ファンタジー・スポーツ」

(※2)



試合日以外も稼ぎを生みだせるスタジアム・アリーナ

世界中から稼いだ資金の流入
アスリートのセカンドキャリア形成



(※3)

欧米のスポーツDXとベッティング市場の効果

「サービス業としての地域スポーツクラブ」の成長



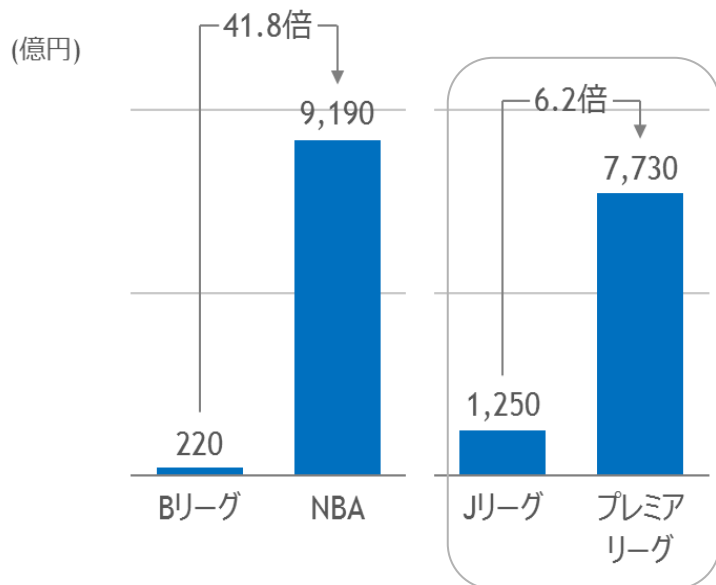
- 会費収入、施設の指定管理、業務委託
- オンライン・オフライン融合のパーソナルトレーニングやケア
- カフェ・レストラン、生涯学習サービス等の運営
- **トップスポーツクラブからの資金・人材の環流** 等

分厚い地元ファンの形成
次世代アスリート育成の裾野拡大

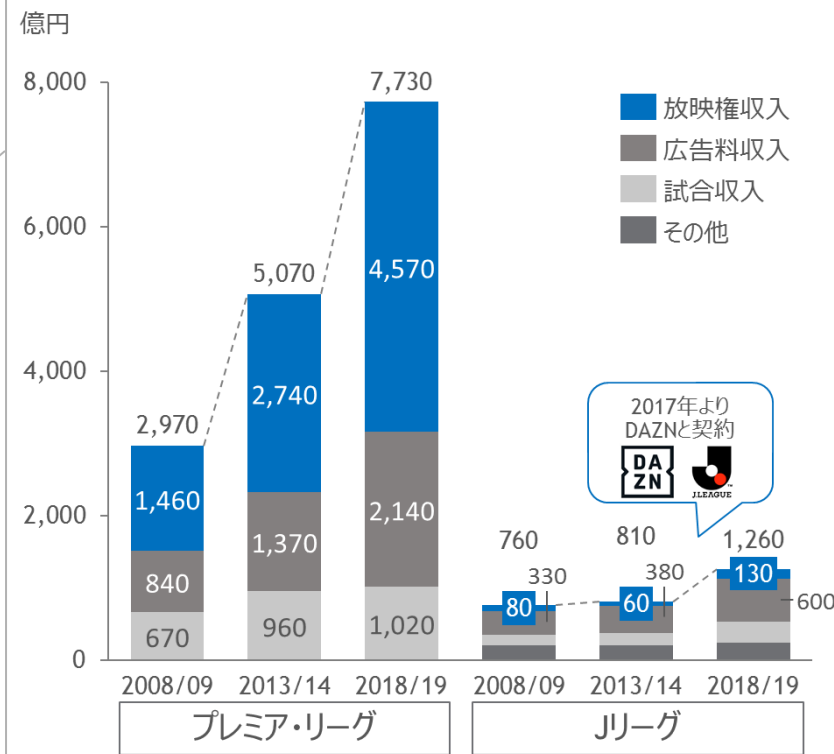
(参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」①

- ✓ 日本のプロスポーツの市場規模は欧州に比べて圧倒的に小さい。たとえば、欧州プロサッカーの売上高の内訳を見ると、**大きく伸びているのは（リーグ全体では）放映権と広告料の収入**（ただし、個別のクラブの収益構造はそれぞれ異なる）。
- ✓ 背景には、有料専門チャンネルのスマホ配信など、**DX（デジタル・トランスフォーメーション）による、国境を越えたスポーツ・コンテンツビジネスの拡大がある。**

<プロスポーツリーグの営業利益比較（2018-19）>（※1）



<リーグ所属クラブの営業利益推移（内訳）>（※2）



（※1）Bリーグ「クラブ決算概要 発表資料」https://www.bleague.jp/files/user/about/pdf/club_financial_settlement_2018.pdf、NBA Statistics (Forbes)、Jリーグ「クラブ経営情報開示」https://www.jleague.jp/docs/aboutj/club-h30kaiji_4.pdf、プレミアリーグ Statistics (「Annual Review of Football Finance 2020」 Chart 7)、<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/uk/Documents/sports-business-group/deloitte-uk-annual-review-of-football-finance-2020.pdf>、から1ドル=110円、1ポンド=147円で計算。

（※2）リーグ所属クラブの売上高の合計額を比較 Source: Jリーグ「2018年度クラブ経営情報開示」; Statista ; Deloitte ; sportspromedia ; CNBC ; hollywoodreporter ; The Guardian

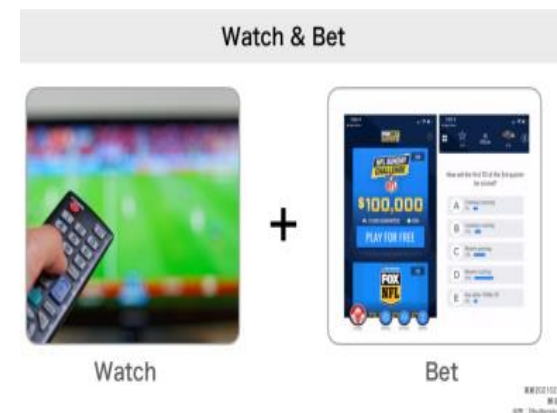
(参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」②

- ✓ 英国をはじめ、欧州・米国・豪州など合法的なスポーツ・ベッティング市場を有する国を中心にして、世界のスポーツ界ではDX（デジタル・トランスフォーメーション）による国境を越えたボーダレスなビジネスモデルが加速。
- ✓ 国内外のチームから提供される選手のスタッツ（パフォーマンスデータ）をスマートフォン上で確認し、試合結果や試合中に起こる様々な事象を考えて予測を楽しみ、実際に試合会場に足を運んだり、配信される試合映像コンテンツを見るなど、スポーツの楽しみ方が深化。
- ✓ グローバルな放映権収入の急増や、データ提供・肖像権利用許可を通じて、海外のトップスポーツのクラブ・リーグの稼ぐ力はさらに向上。

＜ベッティングを通じたスポーツ産業の循環例（データ）＞



＜ウォッチ・アンド・ベット イメージ＞



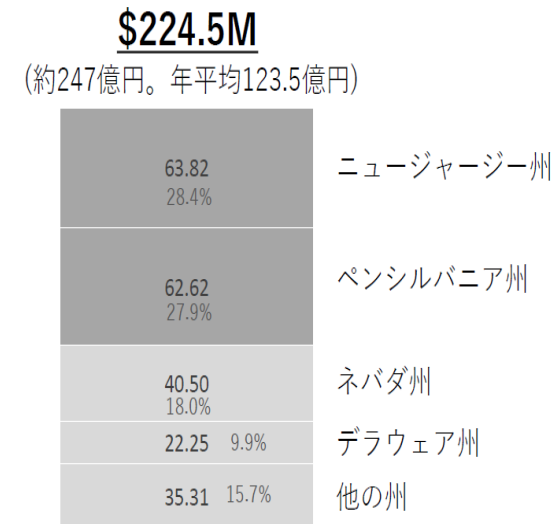
(参考) DX社会・ボーダレス経済に対応した「スポーツ産業の資金循環」③

- ✓ イギリスで古くから実施されてきたスポーツベッティングだが、DXとボーダレス経済の加速に伴い、また違法市場排除と税収増などの意図も加わり、**欧州各国・米国では、スポーツベッティングの解禁や民間開放の動きが広がり**を見せている。
- ✓ 米国でも、2018年の連邦最高裁判決を受けて、各州で次々にスポーツベッティングの合法化が進んでおり（26州で合法化済。20州で合法化計画中）、それによる**税収は約2年間で200億円以上**にのぼり、今後増収が見込まれている。

<GDP上位10カ国 + 韓国のスポーツ・ベッティングへの民間参入の合法化状況>

国	ステータス	詳細
イギリス	合法	1960年にbookmakerが政府公認に
イタリア		2006年より民間開放 (以前はオリンピック委員会のみ許可)
フランス		2010年より民間開放 (以前は国有企業が独占)
ドイツ		2012年より民間開放(以前は州傘下企業が独占)
アメリカ		2018年より州ごとの合法化が可能に
カナダ		2021年8月に合法化
ブラジル	検討中	2021年8月時点審議中
インド	違法	公営賭博以外は違法 (一部の州のみ合法 ⁴⁾)
中国		公営宝くじ以外は違法 (香港とマカオでのみ合法)
韓国		公営賭博以外は違法 (一部施設では合法)
日本		公営賭博、パチンコ以外は違法

<米国での合法化後の税収内訳>



1.オンライン上のスポーツベッティングが解禁されたのは2005年 2.2012年以前は州ごとに判断が行われていたが、2012年に全体かつオンライン上が合法化された
3.競馬協会から競馬保護の文言を織り込むよう指摘され、修正を行っている。4.違法スポーツベッティングが巨大な市場を形成しており、
2018年にインド法制委員会より合法化の意見書が挙がっている

Source : [Legal Sports Betting](#) ; [DATA BRIDGE](#) ; [IBIS World](#) ; [インド新聞](#) ; [IRG](#) ; 小林先生ご提供資料

(出所) BCG作成、第6回研究会ミクシイ木村様発表資料抜粋

(参考) トップスポーツの収益力とベッティングの影響 (足下の状況)

- ✓ 直近では、米国における放映権契約更新金額の急増も話題に。
- ✓ 背景の1つには2018年から各州において順次合法化されているスポーツベッティングがあるともいわれている(※1)

The NFL's new broadcast rights deals: Billions of dollars, evolving contracts and streaming plans

In the wake of the NFL unveiling US\$110 billion worth of new broadcast rights contracts, SportsPro speaks to Patrick Crakes, a media strategist and former senior Fox executive, to get his thoughts on the deals.

契約期間は11年。1年あたり1.1兆円の放映権収入を得る想定

▶2021年3月23日
SportsPro記事

NFLの放映権は高騰し1,100億ドルへ (約12兆円) (※2)
契約の中には、更新前の2倍以上の金額となったものも

主な
試合時間帯別の
取引価格

Time Slot	Current deal	New deal (2023-2033)
Monday night	2B	2.7B
NFC Sunday afternoon	1.1B	2.25B
Sunday night	1.03B	2B
AFC Sunday afternoon	1B	2.1B
Thursday night	770M	1.32B

(※2)Amazon, ESPN/ABC, CBS, FOX, NBCとの契約の合計額

NBA is next up for a big rights increase, and \$75 billion is the price

PUBLISHED MON, MAR 22 2021-12:42 PM EDT | UPDATED MON, MAR 22 2021-3:32 PM EDT

Jabari Young @JABARIYOUNG

NBAの放映権も240億ドルから750億ドル(約8兆円)へ急増

契約期間は9年との噂。年間1兆円弱の放映権収入を得る想定

▶2021年3月22日
CNBC記事

(※1) hollywoodreporterの記事内のコメントによる。理由は2つ取り上げられており、1つ目がケーブルテレビ離れや視聴スタイルの多様化、もう1つがスポーツベッティングの合法化による視聴者の拡大。 1ドル=110円にて換算
 Source:Jリーグ「2018年度クラブ経営情報開示」; sportspromedia ; CNBC ; hollywoodreporter ; The Guardian

(参考) 自民党スポーツ立国調査会・スポーツビジネス小委員会の提言 (2021年5月)

欧米のスポーツ産業では、DX化されたスポーツベッティングがスポーツコンテンツの価値を増し、スポーツ産業の拡大に寄与している。(略) 英国では、市場の9割以上をオンラインベッティングが占め、(略) 税収は年間900億円にも及ぶという。

我が国でも、DX化されたスポーツベッティング市場がスポーツ産業に与えているインパクト、スポーツ界に与える影響、及びスポーツベッティングをめぐる文化的・社会的背景などの外縁について理解を深め、その活用の可能性について検討することも有益と思われる。

その際スポーツベッティングはDXの範囲で行われるため、地域におけるDXデバイドの解消やDX弱者の支援に収益の一部を活用することを含めて考えるべきである。この点を含め、我が国スポーツ産業が収益をあげ、それがすべての人に向けたスポーツ機会の保証につながるスポーツ産業の資金循環システムをいかに強化するか、スポーツ団体におけるガバナンスの確保と経営力強化とともにスポーツ庁と経済産業省を中心に政府をあげて検討すべきである。

メディアの反響

✓ 複数記事を通じて、教育界、経済界へと第1次提言を拡散

教育新聞

■ 21/6/28号に提言についての記事が掲載

教育新聞

学校を変えるファクトがある。

部活動は平日含め地域移行を 経産省研究会が第1次提言

2021年6月28日

働き方改革 部活動

地域スポーツクラブを産業として育成し、学校の部活動の地域移行に向けた受け皿とする可能性を検討してきた経産省の「地域×スポーツクラブ産業研究会」は6月25日、第1次提言を公表し、地域スポーツクラブを軸にした新しいスポーツ環境に向けたポイントを提示した。提言では文科省に対し、学校の部活動は「社会教育」であることを明確にし、土日だけでなく平日も含めて地域移行する必要性を指摘した。

■ 提言に基づくアンケートも開催（教育新聞）

あなたは、部活動の地域移行に平日も含めることに賛成ですか？

賛成	87%
平日も含めるのは反対	5%
地域移行そのものに反対	4%
どれともいえない	4%

投票 581

金融財政事情

■ 2021.7.20号に桂田委員、浅野課長の記事が掲載

特集 殻を破るスポーツ産業

成長期待が高まる日本スポーツ産業の全体像

コロナ後の自立的成長に向けた戦略策定を急げ



日本政策投資銀行 地域調査部 課長 / 桂田 隆行

デジタル化を背景にスポーツ産業は飛躍的に成長する

「トップスポーツ」と「地域スポーツ」の両輪で変革を進める



経済産業省 商務・サービスグループ サービス政策課長 兼 教育産業室長 / 浅野 大介

日経新聞

■ 2021.6.4号に提言について触れる記事が掲載

日本経済新聞

スポーツ活性化へ賭博解禁浮上 官民でオープンな議論を

編集委員 瀬川奈都子

「地域スポーツクラブ」フィージビリティ・スタディ事業



- ✓ 6/30～7/14で、提言で掲げた目指す姿実現に向けたフィージビリティスタディ（F/S）を実施してくれる事業者を公募。
- ✓ 審査を経て、9/6に7事業者を選定し公表（現在さらに2事業者を採択に向け調整中）。

目的

スポーツを軸にした「新しい社会システム」の実現に向け、**部活動の地域移行の受け皿となり得るサービス業としての「地域スポーツクラブ」の創出の実現可能性を検証**する。

主な検証事項

- 1 地域スポーツクラブが部活動の地域移行の受け皿となるにあたり、**どのように関係者間で合意形成するか？**
- 2 指導者の質・量の担保、場所の確保など、**効果的・効率的な運営方法**は？
- 3 ①で合意形成できる**受益者負担の程度**や、**その他の収益事業の展開可能性**を踏まえ、**どう収益を確保するか？**

上記検証から、課題や示唆を抽出し、目指す姿の実現に繋げる

期待成果物

- A) F/S を経てブラッシュアップされた「**地域スポーツクラブ**」の**事業計画**
- B) 当該 F/S の記録を記した**メイキングストーリー**
 - F/S を進める中で**関係者との調整を通じて生じた課題やその乗り越え方、子どもたちや保護者、教員の変化等**の詳細な記録

採択事業者



事業者	場所 (人口)	他連携先	概要
1 株式会社システムソフト	福岡市 (1,620,758)	APAMAN、アビスパ福岡、DMM、英進館、福岡地域戦略推進協議会、シント＝トロイデンVV 等	プロスポーツクラブや民間企業など様々な主体が協力し、“学校施設”や“外部施設”を使って、スポーツクラブ＝総合型放課後サービス業の設立を検討
2 スポーツデータバンク 沖縄株式会社	うるま市 (125,608)	ゼビオグループ、プラスクラス・スポーツ・インキュベーション、アスリート工房 等	自治体×SDBが中心となり、自治体主導のスポーツクラブを発足。市全体の部活動の受け皿にするとともに、地域企業とも連携して、収益の多様化・確保を模索
3 一般社団法人ブラックキャップス	茅ヶ崎市 (243,412)	デポルターレ・テクノロジーズ、ハヤシ、デポルターレクラブ 等	パーソナルトレーニングジムのノウハウを活かしたスポーツクラブを発足、<u>ハイクオリティを信条としつつも茅ヶ崎市の部活移行需要を取り込む</u>。また、近隣の<u>文教大学の施設・学生を活用することも併せて検討</u>
4 一般社団法人さいたまスポーツコミッション	さいたま市 (1,330,988)	レッズランド、United Sports Foundation 等	自治体が中心となり、 さいたま市独自のレイヤーモデル を検討 <ul style="list-style-type: none"> 子ども達のスポーツ環境を、そのニーズに合わせて3層に分ける 学校から切り離す2-3層を、地元プロスポーツクラブ等の外部連携で受入れ
5 コナミスポーツ株式会社	大阪府 (8,818,686) 東京都 (14,049,146)	First Penguins	コナミスポーツのクラブ運営・PPPのノウハウ・アセット(トレーニングマシン等)× BUKATOOLによる運営効率化 を活かし、学校施設を中心とした地域スポーツクラブの設立を、公立(大阪府)と私立(東京都)の2通りで検討
6 関西学院高等部・中学部	兵庫県 (5,441,276) (関西学院)	スポーツデータバンク	私立学校の新しい部活動の形として、外部に何らかのプラットフォームを持ち(例：一般社団法人の設立)、そこへ部活動を移行していくことを検討 。将来的には、地域に対して、オープンな場にするまで検討
7 大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所	高島市 (47,090) 大津市 (343,892)	—	びわこ成蹊スポーツ大学の施設・学生を活用し、<u>近隣市町村の学校に通う生徒の部活動の受け皿となるスポーツクラブ</u>を整備

参考) 目指す姿の該当類型



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p>一般法人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体が関与する場合も含む)等が運営 	<ul style="list-style-type: none"> 多くのプロスポーツチーム傘下のスクールや総合型地域スポーツクラブの発展形 	<ul style="list-style-type: none"> 学校が部活動運営を外部委託する形態等
<p>学校関係法人運営クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人やそれが関与する法人が運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、参加生徒の所属学校を問わず運営 	<ul style="list-style-type: none"> 学校法人またはそれが関与する法人が、学校管理外の社会教育事業の主体として、自校生徒向けに運営

参考) 目指す姿の該当類型



	会員の考え方① 所属学校を問わずオープン	会員の考え方② 特定の学校の生徒に限定
<p>一般法人クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式会社、地域のNPO法人や一般社団法人(自治体が関与する場合も含む)等が運営 	<p>システムソフト</p> <p>スポーツデータバンク</p> <p>ブラックキャップス</p> <p>さいたまスポーツコミッション</p>	<p>B</p> <p>D</p>
<p>学校関係法人運営クラブ</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校法人やそれが関与する法人が運営 	<p>コナミスポーツ</p> <p>大阪成蹊大学 スポーツイノベーション研究所</p> <p>関西学院</p>	